

令和4年度 第3回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和4年9月7日(水)午後6時～8時

会 場 男女平等推進センター会議室

出席委員 諸橋会長(WEB参加)、小林副会長、生駒委員、大田委員、栗原委員、高丸委員、武田委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員

欠席委員 伊藤委員

傍 聴 者 なし

備 考 会長がWEB参加のため、副会長が代理で議事進行

1 開 会

2 会長挨拶

3 内容

(1)報告事項

武蔵野市男女平等に関する意識調査について

(2)議題

①前回議事録の確認について

②第四次男女平等推進計画推進状況の評価について

○各種委員会等女性比率、数値目標推進状況について

○第四次男女平等推進計画推進状況の報告について

・推進状況調査報告書における審議会の評価

・基本目標 I 「男女平等の意識を育むまち」

・基本目標IV 「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」

(3)その他

4 閉 会

(1)報告事項

【副会長】 ただいまから、第3回武蔵野市男女平等推進審議会を開催いたします。男女平等に関する意識調査について、事務局よりお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 資料1が皆様にご検討いただいて完成した調査票です。

調査票は8月31日に発送しました。

【副会長】 こちらの件について、何か御質問や御意見がある方はおいでですか。そうしましたら、この調査のスケジュールについて、若干御説明しておいていただいてもよろしいですか。

【男女平等推進担当課長】 調査の報告書がまとまるのは年度末、2月か3月になります。審議会では随時、件数や速報的な数字など可能な範囲で報告をしていきたいと思っております。来年度はこの意識調査の結果を分析しながら、第五次男女平等推進計画を策定する予定です。

(2)議題

①前回議事録の確認について

【副会長】 ありがとうございます。次に、議事録の確認をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 それでは、資料2になります。第2回、7月に実施いたしました審議会の要旨の案です。今何かございましたら、御意見を頂戴し、その他お気づきの点があれば、1週間程度以内に事務局に修正等のご連絡をいただければと思います。

②第四次男女平等推進計画推進状況の評価について

○各種委員会等女性比率、数値目標推進状況について

【副会長】 次に、第四次男女平等推進計画の推進状況の評価について、事務局からの御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 それでは、まず資料3-1になります。武蔵野市における各種委員会・審議会等への女性の参画状況です。1番目が議会です。女性議員が11名で、女性の割合は42.3%になります。2番目が行政委員会委員、これは地方自治法第180条の5に定めるものです。全体では総委員数31名の中、女性が9名、割合は29%で、昨年より6.4ポイントほど上がっております。3番目が附属機関。法律または条例で設置しているもので、地方自治法第138条の4、第202条の3に基づいた会議体です。554名中、女性が190名で、34.3%。昨年並みの数字です。

中身を少し見ますと、13番の国民保護協議会幹事会、これは必要に応じて設置す

るものなので、設置されていないときはゼロということです。

それから、昨年度の審議会での議論の中で、%で見るのもいいけれども、少なくとも女性が1人はいるという観点も大切ではないかという話があったかと思います。そういう観点で見ますと、29番、建築審査会はゼロです。続きまして、4番のその他、要綱などで設置しているものです。全体で委員数が1,116名、女性が642名なので割合は57.5%。昨年より上がっています。

なお、委員数は1,277人から1,116名と、161人ほど減っています。中身を少し見ていきたいと思います。2番、オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会、101名の委員会でしたが今年はなくなっています。

女性がゼロなのは5番の公益通報委員会です。総務部長や総合政策部長、教育部長などが充て職として任命されるものなので、でその職に男性がいれば男性が多くなるということです。

12番、多様性の尊重に関する庁内研究会は、パートナーシップ導入について検討するために設けていたものです。制度ができたので終了しました。

14番の安全パトロール隊委員会、こちらは昨年に引き続きゼロです。安全パトロールという業務の性質も関係しているのかと思います。

35番、36番も今年度は設置されていません。43番の図書館運営委員会はなくなったように見えますが、図書館協議会というものが新しく条例で設置されています。

資料3-1の説明は、以上です。

【副会長】 何か御質問、御意見はございますか。では私から。条例で設置している審議会について、女性の比率が、ならずととても低い。550人で190人しかいないんですが、どの程度公募の方がいるのか。公募の方で男女比をある程度調整することはできるのか、御回答いただければと思います。

【男女平等推進担当課長】 全ての会議体について私も把握していませんので、公募の実態などはお答えできません。次回までに全部とはいきませんが、聞けるところがあれば、聞いておきたいと思います。

【副会長】 よろしくお願いいたします。ほかにございますか。お願いいたします。

【委員】 公募市民の女性比率を調整することで、全体の委員会の男女比率のバランスを、少し女性の比率が高まるような形で調整することはできませんかという、そこら辺はどうなんでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 委員会等での女性の比率を50%にするという目標は、男女平等推進計画で示して、各課に共有をしているところです。それを踏まえた上で、どういう構成にするかは各会議体の実情によると思っています。

【副会長】 公募市民の方を選ぶときというのは、例えば2人いたら男女1人ずつとか、年齢とか、あるいは何かの能力とか職業とか、そういうことをどの程度見るものなんですかね。

【男女平等推進担当課長】 性別ももちろんですが、その方の資質や専門性も見て決めるものだと思います。それぞれの会議体でどう考えているかは様々だと思います。

【委員】 私は公募ですが、応募したときに、作文だけなんだ、略歴をつけないんだと思ったんです。私は吉祥寺何町、女性、年齢も多分書いていたと思うんですけども、それと作文だけで、作文は自分の経歴を書きかけたんですけども、通り一遍のことを書いたので、例えば、こちらではそういうことで見ないんだなと思いました。

が、考え方としては、あると思います。経歴をほかの、ここの審議会として提案することとして、公募市民を選ぶときに経歴や特性などを考慮して、女性の参画を増やすというのを我々から提言するというのは、あるのではないのでしょうか。

【副会長】 すみません。ちなみにその作文って、どういうテーマなんですか。

【委員】 男女共同参画について思うことでした。ほかの会の作文を見ても、そんな感じですよ。

【副会長】 ありがとうございます。具体的な検討ができるかどうかというところである程度見るのは、当然だと思うんですよ。少なくとも、公募委員の数がどのぐらいで、現状、男女比がどうなっているかということと、応募要項みたいなのは、別に市民公募の部分のやつをざっとプリントアウトすれば、全部きっと分かるということですよ。一々聞かなくてもということですよ。

【男女平等推進担当課長】 調べるならば、改めて照会をする必要があります。

【副会長】 分かりました。男女ということだけを指標にしてやってくれとは申しませんが、そういう方向に行きやすいように、何かこちらから働きかける必要があると思いますので、次回までに、その前提となる事実が今どうなっているのかというところの御確認をお願いいたします。

【委員】 大変多くの委員会などが設置されているんですけども、開催の時間とか開催の方式について、何か武蔵野市として考え方というのがあるのでしょうか。

これは、なぜこんなことを申し上げるかといいますと、実は私は社会福祉法人で勤務しているんですけれども、理事会を開催するときに、今まで対面でやっている。対面のよさは十分よく分かっているんですけれども、ウェブを取り入れたところ、参加率がほぼ毎回100%になった。そういうことが非常にあるので、全体として、例えば女性の方が委員になられた場合、夜のお時間とかは難しいとか、出るのが難しいといったときに、参加しやすい方法というのは、何かお考えがあれば教えてください。

【男女平等推進担当課長】 個々の会議の性質によって様々だと思います。例えば、お仕事をされていない方が多いような場合は昼間に設定して、夜は家に帰られたほうが参加しやすいものもあると思いますし、日中お仕事をされている方が多いような場合は、会議は夜や、場合によっては土日が良いということもあり得ます。一概に市としてこうだという考え方があるわけではありません。

【副会長】 今、ウェブでの開催というのは、どの委員会でもできるような体制にはなっていますよね。多分、コロナとの関係で、そうなのではないかと思うんですが、そこはいかがですか。

【男女平等推進担当課長】 状況は様々とは思いますが、あちこちで使われていると思います。

【副会長】 分かりました。開催時間については、個別に確認しないと分かりませんか。

【男女平等推進担当課長】 同じ委員会でも、回によって昼だったり夜だったりということもあるでしょうし、そこまで細かくは難しいかなと思います。

【副会長】 分かりました。

あと、例えば今回の条例で設置しているものの、ここの委員会は男女平等推進審議会なんですけれども、7番は苦情処理委員会で、この中の一部の方が、苦情があれば対応するという形なんだと思うんですけれども、実質、ほぼほぼ開かれなわけじゃないですか。案件がなければ対応しないので。

この1から39までの中ですが、そういった、数に数えてはいるけれども、あまり実働はしない委員会というのも、ある程度あるんですかね。

【男女平等推進担当課長】 そこまでは把握をしていません。

【副会長】 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、諸橋先生から何かございますか。

【会長】 先ほど課長が、初めに数値ありきではないと言われたけれども、数値あつてのものとも思うんですね。形式的平等って、こういう場合、結構大事で、先に数値を持ってきて、それに合わせていくというのも一つのポジティブアクションの在り方だと思いますので、ぜひ一考いただきたいと思います。

それから、充て職の件ですけれども、また何年かして任期が切れて、次に女性を入れていくとかいう形で、ある種、道程表が見えるのがありますよね。二、三年に一遍、必ず替えていかなきゃいけないみたいなのは。そういうロードマップが分かれば、何年後にはここが女性になっていくと何%になる、何年後にはここが充て職で女性にすれば何%になるみたいな、そういう里程標といいますか、ロードマップなんかも一度示してもらおうと、行く行くここを、そうするといつまでに5割になるぞとか、そういう目標も立てられると思うので、充て職に必ず女性を入れるということと、先ほどあつたように、公募も女性優先で入れていくとかいう形でポジティブアクションしていけば、少し数字が動くんじゃないかなと思います。

というわけで、数値先にありきという考え方もありじゃないかと、私はコメントさせていただきます。

【副会長】 ありがとうございます。ほかに。

【男女平等推進担当課長】 この審議会としての提言という形で、そのような言葉をまとめられればよろしいかなと思います。

【副会長】 ありがとうございます。この資料については、ほかにございますか。大丈夫ですかね。では次の3-2の御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 資料3-2は、職員の女性比率です。職員数、令和4年4月1日現在で、計959人中、女性が497人、比率が51.82%です。

部課長について見ますと、女性の比率が12.96%と、昨年11.21%でしたので、1.75ポイントほど比率が上がっております。課長補佐は、昨年49.20%だったものが52.94%と、こちらも上がっております。採用は、男性9名、女性23名の採用ということで、女性の比率は71.88%です。

資料3-3は東京都の生活文化局がまとめた資料をもとに作成したものです。

議会、行政委員会、附属機関、その他の審議会では武蔵野市は他市、他区の平均よりも高いです。職員は、区平均よりは若干低いという結果です。

【副会長】 ありがとうございます。職員の女性比率については、また人事課の方

がおいでのと きにも御説明をいただくということになりますかね。

【男女平等推進担当課長】 はい。

【副会長】 それでは、現状でこの2つの資料について、何か御質問とか御意見はございますか。お願いいたします。

【委員】 資料3-3の武蔵野市が、とても成績がいいというのは格好いいのですが、区とか市とか町村って、これは平均値かなと思って、そうすると、23区の中で実は武蔵野市よりも数がいいところがあって、区全体の足を引っ張っているところがあつたりして、この比較は乱暴かなと思ったんですけども、どうでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 確かに平均値ですので、そういうことはあるかもしれませんが。

【副会長】 そうしますと、ちなみに、これらの元資料というか、何市が何%みたいなものが一覧になったような資料もありますか。

【中田センター長】 それを基に集計をしています。

【副会長】 もし可能であれば、次回、ワーストとベストでどのぐらいの幅の中にあるかぐらいを簡単に御説明いただけるとうれしいです。

【男女平等推進担当課長】 元データがありますので、それは御用意するようにいたします。

【副会長】 よろしくお願 いたします。ほかに何かこちらの資料について、いかがですか。よろしいですかね。そうしましたら、次は4-1のご説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 資料4-1は、男女平等推進計画に数値目標を示しているものについての、令和3年度末時点の数字です。令和5年度の目標値に対して、目標を達成していると言えるものが、市役所内における男性の育児休業の取得率です。60%の目標に対して68.4%。他に市役所内における男性の出産支援休暇の取得率は目標100%に対して、現状100%です。他はもう少しという数字です。

【副会長】 ありがとうございます。

各課からの御説明のときにも、また重ねて御質問いただくことになるかと思 いますけれども、この資料について、何か現時点で御質問ございますでしょうか。お願いいたします。

【委員】 男性の育児休業の取得率とか、出産支援休暇の取得率は確かに上がって

いるんですけれども、取得日数はどのぐらい取っているのかということについても、きちんと所定の日数を取れているのかとか、そのようなことも内容を把握していく上では重要だということで、正確な数字は結構ですけれども、取得日数が増えているのかどうかぐらいのところで教えていただければありがたいです。

【男女平等推進担当課長】 そのあたりは人事課の説明の際に聞いていただければと思います。今のようなお話があったということは伝えておきます。

【委員】 分かりました。

○第四次男女平等推進計画推進状況の報告について

【副会長】 次に、資料4-3は昨年皆さんに御検討いただいた審議会の評価になります。御確認いただければよろしいかと思います。

次に資料4-2を使いまして、基本目標I「男女平等の意識を育むまち」、基本目標IV「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」に関する現状と課題、施策について、事務局より御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 それでは、資料4-2を見ながらお願いします。

1番、男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催ということです。一つは生涯学習スポーツ課の担当ですが、成蹊大学で「人権とジェンダー」の科目を実施しました。男女平等推進センターでは、全部で16の企画、講座等を実施し、延べ593人の参加者、託児の利用が延べ54人でした。

2番、男女共同参画週間事業の実施です。昨年6月に男女共同参画週間事業として講演会を行いました。また、例年6月に実施している男女共同参画フォーラムは、コロナの影響により9月に開催いたしました。講演会1、講座1、公募団体による企画2、パネル展を行いました。参加人数等は記載のとおりです。

3番は、国際的理解を深めるための取組ということで、昨年はフォーラムのイベントの中で、「ニュージーランドの女性は元気です！」という、女性の国際交流の活動をされている団体が企画した講演会を行いました。また、この部分の令和4年度事業予定の欄に、「先進諸国等の女性の地位向上に関する取組を取り上げ」としており、先進国「等」としました。開発途上国からも学びや気づきを得られるという、昨年の審議会での議論を踏まえたものです。

4番、図書館における情報提供です。図書館3館で11月に、女性に対する暴力を

なくす運動の期間に合わせて、トピックス展示をしました。

5番、『まなこ』の発行と周知。3号発行しました。111号はヤングケアラーの特集、112号は「じぶんの未来 かんがえてみよう」という小・中学生の座談会、113号は「ケッコンの形いろいろ」としてパートナーシップ制度導入を意識した内容としました。

基本施策3、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりについて、10番、「ヒューマンあい」における講座ということで、こちらは性的マイノリティの当事者でもある監督が作成した「I Am Here」という映画の上映と、監督の講演を行いました。

11番、人権週間における取組は、人権週間にLGBT等に関する図書展示を図書館3館で行いました。

12番、LGBTやSOGIの理解に向けた取組については、市管理職を主な対象として、多様性を認め合い尊重し合う社会の構築のためにということで、全国で先駆的にパートナーシップ制度を導入した渋谷区の元課長を講師に、研修をいたしました。

14番、にじいろ相談の実施。令和3年度は53件の相談がございました。電話だけでなく面談も受け付けている実態に合わせて、令和4年度からは名称を「にじいろ電話相談」から「にじいろ相談」に変えています。件数としては電話が圧倒的に多いです。

15番、パートナーシップ制度の検討。こちらは4月から制度を開始しました。現在までの届出件数は7件です。また、制度の周知や理解促進のために、不動産協会や商工会議所、医師会、歯科医師会、薬剤師会などに制度のガイドブックを配布しています。医師会報にも寄稿させていただき理解促進に取り組んでいます。武蔵野プレイスの職員研修でも時間をいただき制度の説明をいたしました。

【副会長】 そうしましたら、今までのところで御質問、御意見のある方、おいででしょうか。お願いします。

【委員】 質問ですけれども、14番のにじいろ電話相談、全部で53件ということですので、このうちに、いわゆる小・中・高校生というのは、どのぐらい含まれていますでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 年齢、住所、氏名等を言わない方も多いので、断言はできませんが、おそらくいないと思います。

【委員】 分からない部分もあるということですね。ありがとうございます。

【副会長】 ほかに何かございますか。

【委員】 全般的に言えることですが、来てほしい人に、なかなか講演会とか、そういうのに来てもらえないという事情があると思うんですが、どういう形で周知というか、広報活動をどんな感じで展開しているのかなというのを、全般的に男女平等参画推進という意味での啓発の中で行われているか、教えてください。

【男女平等推進担当課長】 まず、市報ですね。市報は全戸配布なので、一番広いと思います。それから、チラシですね。あとは、ホームページ、市のツイッターなどで広報しています。

参加された方に、どこで講座をお知りになりましたかということをお聞きですけれども、市報が圧倒的で、あとはチラシも結構ですね。市報とチラシが半々ぐらいの印象です。あとは、人づても結構あります。

【副会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

では、Iの関係で、委員から先に御説明いただいたほうがよろしいですかね。そうしましたら、お願いいたします。

【委員】 そうしますと、基本施策2、男女平等教育の推進、(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進ということで、1つ目、男女平等教育の推進。

道徳教育、人権教育を中心として、子供たちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進するというので、こちらについては、各学校で人権教育の全体計画及び年間指導計画というものをつくっております。また、特別の教科道徳など、各教科の中でも男女平等というところで、男女といった性別というところではなく、それぞれが個性を生かして、良さを発揮して頑張っていこうと。そういったところの指導は行っているところでございます。

事業実績にもありますとおり、小学校高学年であれば道徳の中で、互いに信頼し合い学び合って友情を深め、よりよい人間関係を築いていこうとする態度であるとか、中学校1学年で、友人関係の話し合いを通して異性への理解を深めていくといったところで、共に成長するというところをやっていこうと。そういったところを各学校では授業の中で行っております。

続いて、人権教育の充実を図る研修の実施ということで、教職員に対して、男女平等についての理解を深める研修を充実させるということで、こちらは市の人権教育推

進委員会を年間3回開催して、これは毎年行っているものですが、人権、様々な課題がある中にはなりますが、男女平等というところについても取り上げて、現状について先生たちの理解を図っているところでございます。

また、人権教育プログラムを活用というところで、校内研修を全校で促しているところでございますし、東京都の指定でございしますが、人権尊重教育推進校ということで、第一中学校の研究発表会を行い、その中で、一人一人の個性を生かすとか、人権尊重ということについて理解を深めていくということを行いました。

続いて8番、生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進ということで、個性尊重、男女平等の視点からも生活指導や進路指導を行うということで、令和3年度につきましては、進路指導の中で人権教育推進上の課題についての理解と認識を深め、学校における適切な進路指導の充実を図るということで、特に中学校2年生で職場体験ということを行っておりますけれども、そういったところだけでなく、多様な生き方ということを主体的に考えられるように、自分自身の特性であるとか、他者理解であるとか、自己理解というところを行っていく中で、進めているところでございます。

また、事業実績のところにもありますけれども、6月には就職差別解消推進月間ということで、ポスター、チラシを配布しまして、男女平等を含めて、教職員の啓発ということも行っております。

9番、発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施ということで、こちらにつきましては、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習の中で、人権の視点に立ちながら、子供たちに指導をしているところでございます。昨年度につきましては、東京都教育委員会が行う性教育の授業への参加校の推薦ということで、第四中学校で産婦人科医を講師招聘し、生命や異性の尊重についての学びを深めるといった取組を行いました。

どの学校でも、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化ということでの指導であるとか、中学校では教科書を活用して、生殖に関わる機能の成熟といったことの指導を進めているところでございます。

13番、学校教育における個別的支援ということで、性的マイノリティなど、児童生徒の人権尊重を最大限に考慮し、個別対応を行っていき、教育相談等の連携というところで、こちらにつきましては、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育推進委員会の資料であるとか、そういったところの共有という

ことは行っております。

また、性的マイノリティに限らず、一人一人の子供たちの悩みや相談というところでは、スクールカウンセラーと、本市が独自に行っております派遣相談員ということの連携がありまして、こちらで個別的な支援を行っているところでございます。

【副会長】 ありがとうございます。

今の学校教育の関連について、何か御質問ございますでしょうか。お願いいたします。

【委員】 7番なんですけれども、「授業実践を共有し、報告書として提出させた」というところがありますが、それから、「人権教育プログラムを活用した校内研修」とあるんですが、人権課題はすごくいっぱい、多分、十何項目もあると思うんですけれども、報告書とか、全校での実施の中で、ジェンダーやセクシュアリティのことというのは、どれぐらいあったのでしょうか。

【委員】 今、数としては分からないんですけれども、確認はしておきます。

【委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

あと、9番なんですけれども、第四中学校で外部講師を呼んで授業をしたということなんですが、中学校って何校あるんですか。すみません。基本的なところなんですけれども。

【委員】 中学校は6校あります。

【委員】 6校のうち、この第四中学校というところが外部講師を呼んで授業をしたということですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 6校あるので、もっと増えるといいなと思って、お伺いしたところです。

【副会長】 すみません。今の関連で私から。13番で、スクールカウンセラーの方との連携で個別の支援を行ったということなんですが、今の渡辺先生のお話に付け加えて、性的マイノリティに限らずですが、ジェンダーとかセクシュアリティに関する相談がどの程度あったのかということについては、ある程度お分かりになりますか。

【委員】 これは現段階ではお答えすることができないんですけれども、教育相談なので、教育支援課で支援センターが、電話相談であるとか、あるいは来所による相談等を受けたものについては、教育相談の記録という形で数値が出ているかと思えますので、その中で、ひょっとすると性的マイノリティであるとか、そういったことの

事例もあるかもしれませんが、現段階では、こういった内容が相談としてあったかということはお答えできないところではあります。

【副会長】 把握可能かどうかということをお調べください。

【委員】 はい。

【副会長】 ほかに何か。今、性教育とかのお話もあるんですけども、委員から何かあれば。今回は大丈夫ですか。

【委員】 はい。すみません。

【副会長】 今のところ、ほかに。どうぞ。

【委員】 審議会評価は、昨年度の末に出されているものですね。なので、昨年度の実施内容に反映されていないと考えていいのでしょうか。

つまり、昨年度の、例えば私たちの審議会の評価の中に、基本施策1の2に性教育のことに、最後のところに、東京都の性教育の手引の内容を踏まえた上で、一層充実した内容とすることも検討されたいと書かせていただいているわけですが、これを踏まえて取り組まれるとなると、今年度のことかなと思うんですね。これは昨年度の話だから、まだ私たちのこれが現場に届いて、それに対応した取組をしようというふうになっていないということであれば、審議会の評価との照らし合わせは難しいと思います。そういうことですね。

【委員】 はい。

【委員】 なるほど。分かりました。

という理解でよろしいんですね。じゃあ、理解しました。ありがとうございます。

【副会長】 先ほど人権がたくさんある中の、男女に関わる、セクシュアリティとかに関わるものという御質問があったかと思うんですが、全般、人権教育の中で、セクシュアリティとかについての検討とか事業があるということで、あまりこれを見ても、例えば7番の人権課題の中で、どの程度関連する事項が、どのように実践されたのかということが、見ても分からないということがありますので、もう少し記載の内容を具体的に書いていただけるとか、例えば、この小さい枠の中では難しいのかもしれませんが、御発表いただく際に、具体的にはこんな内容ですということをお教えいただけたらと思います。

あと、8番の、就職差別解消推進月間でポスターやチラシを送付と書いてあるのが、労働基準局との関わりで、どういう内容のポスターだったんですかね。

【委員】 これについては、そういった差別がないようにというところなんですけれども、これは各学校に配られてきているものではありませんので、そういったものを經由して、啓発というんでしょうかね、そういったことはチラシとして、来てはいます。各学校に来ています。

あとは、すみません。確かにこの枠の中で、細かいところまでを表現し切れていないというところがありますので、人権教育プログラムについては、東京都のホームページ等でも紹介されていますけれども、例えばLGBTQであるとか、そういったことに関する市の現状であるとか、そういったことについては、市の人権教育推進委員会であるとか、書き切れなくて大変恐縮なんですけれども、本市の若手の教員、初任者とか、いわゆる教員になりたての先生たちにも、課題としてこういったことがあるんだよという現状について、話をしているというのがあります。

【副会長】 ありがとうございます。ほかに。

【会長】 今のお話とも関わるんですけども、13番の、例えば東京都の委員会の内容や資料と書いてあって、文章だけじゃ分からなくて、先ほどのポスターとかチラシもそうですし、教材とか中身とか、具体的に分からなくて、この会で別に中身に介入する気は全くありませんけれども、どんな資料が配られていたのか、この資料は具体的にどんなものなのかとか、見たいときもあるので、ぜひ何かの機会に、この審議会ですら少し資料を開陳いただいて、見せていただくとありがたいかなと思います。

そうすると、こういうことを教えているのねとか、あるいは、こういう点がまだ足りないんじゃないのとか、それからイラストとかも、よかれと思って作ったイラストが意外にジェンダーを強く感じさせるものだったとかあるから、そういうものも見てみたくはありますので、ぜひ資料で教材資料も、全部とは言いませんけれども、少し見させていただけるといいかなと思いました。

これは、ほかの評価のときもそうですね。具体的にどんなポスターを配ったのか、見せたのかとか、どんなチラシを配ったのかとか、そういう具体的な資料が欲しいところですね。

【副会長】 ありがとうございます。これについて、いかがですか。

【委員】 先ほどお話しさせていただいたとおり、人権教育プログラムであるとか、先ほどのポスター類なんかも、ホームページとかでも公表されている資料でもございますので、こちらで問題ないものについては、必要があれば準備をさせていただきま

す。今後も、確かにこれだけではイメージが湧きにくいというところについては、具体的なものはこちらで用意させていただこうと思います。

【副会長】 そうしましたら、7番の、市の人権教育推進委員会の人権課題に関わる授業実践の共有のところ、この審議会のテーマに関わるような部分だけでいいと思うんですけども、できればそちらをお見せいただけたらということと、今の話の中であったものとしては、就職差別解消月間のポスターですかね。何となく、労働基準局なので、大人向けのポスターなんじゃないかという気がするんですけども、これが教育なのかというのがよく分からないなという気がするんです。

ポスター自体を出していただくのか、こういう内容のポスターでしたと口頭で御説明いただくのでも、そちらのほうについてはよろしいんじゃないかとは思いますが、御検討ください。

【委員】 9番、発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施で、犯罪先進国のアメリカでは、児童の性虐待について、自分の体は自分のものだということを、なるべく子供に対する啓蒙活動に取り入れようとしている。信頼している人であっても自分の身体は侵害させないと。

そういう中で、今、多分日本では、幸いそんなに性的な虐待というのは公に出ていない。とはいえ、そういう視点というのは教育現場に今あったり、今後加わったりすることはありますか。

【委員】 それは子供に対する指導ということですか、それとも教員の研修ということですか。

【委員】 両方あってもいいんです。主に子供。

【委員】 なるほど。子供に対して、性被害であるとか、性犯罪の防止というところでいうと、安全指導の中で、例えば痴漢行為であるとか、性犯罪であるとか、そういったことに巻き込まれないように、近くの人を大きな声で呼ぶんだよとか、そういう安全指導というところでは、それぞれの学校で、それぞれの段階に合わせてやっていると認識しております。

あとは、これは学校というよりも青少協の取組なんですけれども、青少協でCAPプログラムというのがありまして、性犯罪であるとか、子供に対する暴力防止というところの取組、これは地域の方々がやっていただけるものなんですけれども、学校の教育活動の後に、希望する保護者、希望する子供向けに対して、そういったプログラ

ムということを実施している学校もあります。

あとは、教員に対する研修というところでは、そういったことを、完全に教員の服務事項ということになりますので、絶対防止していかなければなりませんので、これは管理職もそうですし、教員に対して折あるごとに、各学校に指導をしているというところが現状としてはあります。

【委員】 自分が日本で育っている過程では、「痴漢に注意」的な、「知らない人に気をつけろ」的なことだったんですけども、米国でいつも大スキャンダルとなるのは、信頼していた部活の顧問からずっと虐待を受けていたとか、信頼している身近な人から被害を受けてきたというのが、後々事件になっているということを指摘したいと思います。

【委員】 ありがとうございます。そういう場合でいくと、今の子供たちにそういったことを防止にいくというところでは、何か心配なことがあるときには、すぐ相談してねということは、話はしています。

東京都でその窓口の案内なんかも、各学校でしっかりするよというところが来ておりまして、それぞれの学校で、この夏から始業式にかけて指導なんかもしているところではあります。当然、そういったことを学校として、学校の中で絶対に起こしてはならないので、部活動の指導員、いわゆる学校の教員だけではなく、学校の中に入ってくる指導員などに対しても、そういった指導をしているというのが現状としてはあります。

【副会長】 ありがとうございます。お願いします。

【委員】 先ほど、私たちの審議会の前回の評価は、昨年度実績には反映されない。ただ、今年度の事業予定の中には反映されているのかどうかということについて伺いたいと思います。男女平等推進のセクションに関しては、全般的にウェブを活用した事業が増えている。私たちの評価で「再生回数やフォロワー数などが分かるというので、今後の課題とされたい」と書かれています。そういうことに現在取り組まれているのかどうかということです。

指導課の方のお話の関連でいうと、先ほどちょっと御紹介した東京都の性教育の手引を踏まえてやっていただくと同時に、一層充実した内容とすることも検討されたいと書かせていただいている、「一層充実した内容とすること」ということに関して、現在取り組まれているのか、あるいは検討されているのかということをお伺いしたいです。

それからもう一つ、性のマイノリティのところにも書かせていただいていますけれども、「学校において性別に関する校則や慣習を見直すことや、授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた検討をされたい。用語については云々かんぬんで、市として統一した用法がまとめらると良いので検討されたい」と書かせていただいていますけれども、これらの私たちの評価に関連して、今年度の取組があるのかどうか教えてください。

【副会長】 お願いします。

【男女平等推進担当課長】 オンラインの関係で言いますと、オンラインで実施した講座の参加人数は既に事務報告書の中で出しています。ただ、不特定多数に向けた事業、例えばユーチューブで何か流してその再生回数はどうかということについては、そのような事業が昨年度はありませんでした。今後実施する場合には考えたいと思っています。

【副会長】 お願いいたします。

【委員】 実際の検討というところでございますけれども、昨年度の話でいくと、東京都が実施していた第四中学校が、今回、性教育の授業用の参加校の推薦というところがありましたけれども、まだ現段階で東京都から、そういった希望等は来ている状態ではないので、そういった情報が市教委に入りましたらば、学校に検討を促してみるなどして、やっていけるというのは一つあるかなと思っています。

【副会長】 ありがとうございます。今の御指摘は、一生懸命評価をつくっても、それがダイレクトに反映されているのかどうかとか、御検討いただいたのかどうかというところが、あまり関連性が分からないという御指摘だったかと思うんですけれども、例えば今回の資料4-2なんですが、これで各課から実績とか事業予定を記入して送っていただくというのは、大体いつ頃からいつ頃でやっていただいている作業なんですかね。つまり、こちらの評価が出た後に、例えば令和4年度の予定を含めた資料の文章を書いているんですかね。

【男女平等推進担当課長】 どの課でも、次年度の計画は、この審議会の結果が出る前に立てて動き出しています。この報告書は4月から5月ぐらいにこちらから各課に作成を依頼をし、まとめています。

【副会長】 分かりました。そうすると、例えばですけれども、特記事項として、講評とかであるところで、関連の部分については、各課から御説明をいただく際に、

それに対する御意見とか、何か一言ぐらいいただけるようにというところで御準備いただくと、ある程度かみ合ってくるのかもしれないと思うんですが、いかがでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 この報告の事業予定を記載するときには、タイムラグがあると思いますが、ヒアリングの際には、前年の評価や意見を踏まえて説明してもらうように各課に伝えておきたいと思います。

【副会長】 ありがとうございます。何かほかにありますか。

【委員】 性教育の依頼を、毎年まではいかないんですけれども、ぽつぽつ学校だったりとか、保護者の方から依頼を受けるというか、相談を受けることがあるんですけれども、数年前はある小学校から、学校の先生から依頼を受けたのは、やはり予算がなくて、説明をさんざんした後に、予算がないから、やはりできませんと。

今回も、8月にやった保護者向けの講座が、キャンセル待ちがすごくたくさん出てしまったので、小学校の保護者、PTAの関係で依頼が来たんですけれども、やはり結局、予算が取れないから依頼ができませんというのがすごく多くて、どこの課が、どのテーマに対しても、人権もそうだし、どのように予算立てをしているのかとか、例えば学校がやりたいと思っても、学校に予算がなければ、例えば教育委員会に申し立てると予算が下りるのかとか、そこは私もよく分からないんですけれども、大体いつも予算がなくてというのが最終的にあって、そもそもやりたい気持ちはあってもできないとかが結構ある。あそこの団体なら無料だからそっちに依頼しますとか、最終的にそうなっちゃって、本当はやってほしいところとずれたりというのが、何となく見えるんですけれども。

なので、次年度に予算を立てるときに、ある程度そういう予算も何となく組み込んでいただくと、それぞれの学校とかも依頼がしやすく、例えば男女平等推進センターがモデルで何校、中学校3校とか、今年、性教育をやりませんかという感じで、性教育だけじゃないんですけれども、人権教育でもいいんですが、そういうので、義務教育である小学校・中学校に、もっと積極的に予算を立てていってもらえると、もうちょっとしっかりした性教育だったり、人権教育的なところができるのかなというのが、感じたところでした。すみません。

【男女平等推進担当課長】 予算については、一定の上限が決まった枠の中でやりくりする部分と、大きく新しくする部分については、概算要求という形で要求して、

一定の審査を経て決まっていくという部分があります。男女平等推進センターも、講座等は、一定の枠の中で昨年はこちらをやったから来年はこちらをやろうかなど、工夫をしながら計画を立てています。

【委員】 予算の問題というのは、我々では何ともできないところではあるんですけども、ただ、学校について言うと、本市の場合、地域の教育力といいまして、各学校がある程度、講師への謝礼といったところを学校裁量で決められる予算があるんですね。もちろん、それも予算の幅が各学校で決まっていますので、年度当初にある程度決めていくところに、新たに何か入れるとなると、確かに予算が足りないということが出てくるかとは思いますが。

なかなかコロナ禍で、消毒のスタッフであるとか、子供たちをより丁寧に見るために、ボランティアスタッフであるとか、いろいろなところで、ここ何年間かは今までになかった使い方をしてきたということもあったりしましたので、少しずつ、それでも今までやっていた取組を復活させたりとか、新しい形での地域の方々との協働ということも、今つくり出している中ですので、性に関する取組、あるいは命に関する取組のところでも、学校の予算の中でできるものについて、学校の子供たちの実態に合わせて、ぜひやってみたいというところがあった場合には、またやっていけるかなと思います。

【委員】 ぜひ予算を取って。

【副会長】 ありがとうございます。

今のお二人のお話を総合すると、今ある予算の範囲内で、学校が持っている幅の中で、そのクラスをやろうとする場合は、4月までの、より早い段階で、次年度の講座として組み込むというタイミングのほうが、年度途中より通りやすい。

【委員】 難しいところもありまして、例えば4月当初に「これをやりたいんですけど」と持ってきていただいたとしても、それまでの3月末までに、各学校はあらかじめ年度計画というのをつくっているというのがあるんですね。なので、タイミングとして、何とも言い難いところではあるんですけども、難しいですね。

かといって、3月に持ってきていただいても早過ぎて、次年度、担任が例えば中学校3年生でやりたいとなっても、中学校3年生は担任が替わって、また考え方が変わったりとか、実態が変わったりなんてこともありますので、そのタイミングで持ってきてもらうというところでしかないかなと思いますし、逆に言うと、学校のほうから

必要であれば、何か情報として提供いただけるものがあれば、その反応というか、それ、やってみたいということは出てくるかと思えます。

そういったプログラムを提供いただけるということでしたら、タイミングとしてはいつでもいいかなと思います。ただ、年度末は大体どこも苦しい思いをしているかなと思いますので、できれば1学期中とか、2学期の頭ぐらいまでにお話しいただくと、その年度の中で、もしやりたいということであれば、まだ対応できる可能性はあります。そこは何とも言えないです。学校の考え方にもよるので。

【副会長】 なるほど。

【委員】 9月に予算を取れば。

【委員】 予算としては4月の段階で、あなたの学校はこれだけですよということを決まっているんですね。それを副校長とか、あるいは管理職が、この学年にこれぐらい割り振ろうかなというところであるとか、この学年ではこういった活動を毎年やっているから、これにこれぐらいかかるよなということで、ある程度見通しは立っているとは思うんですね。

【委員】 P T Aが割と1年に1回ぐらい、研修みたいなのをやったりしますよね。そういう中に、性教育というか、その問題をやってみましょうと、全P T Aの中でやってみるとか、そういう感じで、P T Aに対しての予算づけというのは。

【委員】 それはないですね。P T Aは完全にそちらの団体だけの運営になりますので、教育委員会としても学校として、学校はもちろん教員が参加しておりますので、ある程度、意見というところで、こういったことをやってみたらということを出せるかなと思いますけれども、どちらかというと保護者の方の要望であるとか、声として出てくるものが採用されることが多いのかなと、うちとしては見ておりますね。

【委員】 全く前提としている議論を取っ払うような質問なんですけれども、予算、謝礼というのは必ず発生するものなのですか。例えば『まなこ』のサポーターも、ボランティアといったら全部自前と思ったら、毎回謝礼をいただけるとか、すごく驚いて、それは予算がつけられているわけで、あとは私の所属団体では、すごく定期的にイベントをやって講師を呼んで、それは規約の中に、講師謝礼は一切支払いませんと書いちゃっているんですね。

ボランティアとかプロボノとか、弁護士さんのプロボノでただでやるとか、そういう形で、例えば父兄でそういう職業に就いている方とかがボランティアという形で来

るといった場合に、謝礼を払わないということはあり得ないことなんですかね。そこが変われば、啓蒙という形でそういうことをしたというのを、例えば一筆書くということが、履歴によく響くとか、そういう思いもあったりしてボランティアに行く人ともいるんですけれども、全然議論がずれているような話なんですけど、どうなんでしょう。

【男女平等推進担当課長】 ボランティアというのも、もちろんあり得ると思います。

【委員】 学校に入ってくるプログラムも、無償のものはもちろんあります。無償でやりますので、ぜひ協力させてもらえませんかというような、それは性教育とか関係なく、いろいろな取組であります。それが結局、子供たちの実態に合っていて、短期的にも問題ないなということになれば、新しいプログラムであっても入れていくということは、プログラムというか、体験というんでしょうかね、一日体験みたいなものを入れたりということは、今までも学校にありますね。

【副会長】 今のお話の関連はどうですか。でも、無償とかは結構難しいですよ。私の仕事でも、なくはないですけども、そもそもその時間に見合っているかといったら、頂く謝礼も別に見合っていないんだけど、やりますという感じであって、忙しい中で難しいですよ。

【委員】 そうなんですよ。だから、国家資格を持った専門職がきちんとした話がある程度統一した内容でやろうとすると、準備にもすごく時間がかかるし、資料を集めるのも大変。なんでボランティアでやらないのと言われると、そういう気持ちがあっても、私がボランティアでやってしまうと、ほかの人たちもボランティアでやらないといけないのかということになるので難しい。

教材を作成し、更新していくには、やはり費用がかかるので、高い金額ではないですがある程度は必要。1万円でも無理だと言われるとどうなのかと思う。毎年のように授業依頼が来ている他市の学校は、前年度の例えば3月、3月は特に人気のある月なので、次年度のこの日でお願いしますと次々更新される。

【副会長】 今の関連で、これだけは伝えたいみたいなポイントが、きっと幾つかあるはずなんですけれども、取りあえずベースになる講演とか説明部分は、録画してしまっただけを流すとかということで、予算は落とすけれども結果は出すみたいな、質問の部分だけ、例えばウェブ上で答えるとかだと、行かなくてもいいとか、何かそ

ういう落としどころはできないんですかね。

【委員】 今回の男女平等推進センターから依頼された講座も、すごく早く定員に達した。対面の講座だったので、キャンセル待ちになった方たちはオンラインでという話も出たんですけれども、いろいろとあって今回はできませんでした。この期間だけは見られますよとしてもいいのかなとは思いますが。

【副会長】 多分、実質を取るとしたら、そういうものを組み込んでいけば、結果を出していけるようにも思いますので、可能であれば調整していただけると、よりよいかと思います。

【副会長】 ほかに何か御意見。お願いいたします。

【委員】 すみません。今のに関連してなんですけれども、例えば講演とかの講師で、どなたがどういう基準で決めておられるのかなというのを、ちょっともやもやしています。というのは、私が勤めているところで、ある部署がよかれと思って、ある方を呼んで講演してもらったと。その方はいろいろな自治体とかにも呼ばれて講演をなさっている方だったんですけれども、蓋を開けてみたらびっくり、物すごく保守的な、男女を明確に分けて、そういう講演だったんですね。

本当に驚いてしまって、これは大変だという感じになったことがありまして、だから、いろいろな経歴、自治体さんとか、あるいは学校さんとかで講演している方だからといって、必ずしも素晴らしい講演をしてくださるとは限らなくて、むしろ私たち男女平等推進協議会からしてみると、ちょっと問題があるなという講師の方というのもいらっしゃると思うんですよね。そういうところはどなたかがチェックなさっているのかなというのが、ちょっと気になりました。

【男女平等推進担当課長】 男女平等推進センターについて言いますと、男女平等推進関係の団体や公募の市民の方でつくる企画運営委員会というものがありまして、そこで男女共同参画フォーラムのイベントや講師などを話し合いながら、決めていきます。たくさん候補を出したり、他市で講演したときの状況なども資料を集めたりして検討します。また我々のセンターにも、講座企画担当の職員がおり、男女平等の分野について一定の経歴、知識を持った職員が企画などを担っています。

【副会長】 ありがとうございます。教育分野のほうはいかがですか。

【委員】 性教育に限らず、外部講師を呼ぶというときに、お話あったように、こちらの意図しているところと全然違うほうに持っていかれると、本当にこれは全くゆ

ゆしき事態になりますので、外部講師との念入りな事前の打合せということには必要になってきております。

また、特に性教育、性に関する指導というところに関して言えば、子供の発達段階ということと、子供の実際の学校での実態というところと、例えば担当教員が1人でそのやり取りをするんじゃないかと、先ほど言ったように管理職が情報をちゃんと共有して、学校として問題ないかといったところであるとか、また保護者に対しても、ちゃんと理解を得ていくというところも必要になってきたりはするので、そういった事前の準備というところは非常に重要になってくるんじゃないかなとは思っております。

そういったことをしっかり大事にしていってくださいということは、こちらからもお話をしているところではございます。

【副会長】 ありがとうございます。次にIVを事務局からお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 では資料4-2の28ページから、基本目標IV「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」というところです。

基本施策1の(1)、施策番号で申し上げます。

94番、条例の理解に向けた取組。男女平等の条例を説明するワークブック、条例ガイドブックを、小学校6年生や中学校3年生全員に配付して、理解促進をしております。令和4年度は、パートナーシップ制度導入に伴って条例も一部改正をいたしましたので、ガイドブックの改正版を作成する予定です。

95番、むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援。登録団体が令和3年度は17団体ほどありましたが、そういった団体が事業を実施する際に補助金を出すという支援を2団体に行いました。また、希望する登録団体には活動のためのロッカーを貸し出すなども行っております。令和4年度については、オンライン活用の支援をしたらどうかという御意見が昨年度ありましたので、その辺りで何かできないかと考えているところです。

続いて96番、男女平等推進審議会の運営は、この審議会の運営のことです。

97番、男女平等推進センター企画運営委員会の運営。こちらは先ほど申し上げました講座等を検討して、実際に運営などにもお手伝いいただくような企画運営委員会の運営です。

98番、庁内推進会議の運営については、部長級の庁内推進会議、課長級の幹事

会を実施しております。

99番、事業の進捗状況調査及び市民への公開。審議会で審議をいただいた調査報告書については、市のホームページで公開をしております。

100番、人材育成の推進。人事課と男女平等推進センターとの共催で、性の多様性理解のための職員研修を主に管理職向けに実施したほか、ハラスメント研修なども人事課で実施しています。また、ハラスメント相談委員会設置要綱を令和3年度に制定したとのことです。

101番、男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実といたしましては、にじいろ電話相談だったものを、面談による相談を受け付けるように拡大し、相談機能の充実を図っていること。また、女性総合相談の枠が令和3年度は少し込み合っていましたので、令和4年度は相談の枠を増やして実施しております。

102番、各種講座等の実施については、市民団体と連携を図り、16企画等を実施いたしました。

103番、講座修了者のフォローアップ支援。これは講座に参加していただいた方に、メールマガジンを送るとか、あとは、ある講座の参加者が集まって、自分たちの団体を立ち上げることを支援したということもありました。そのように、講座参加をした方が、次の展開に発展していくといいかなと思っています。

104番、『まなこ』については、先ほどお話いたしましたとおりです。

105番、メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催について、生涯学習スポーツ課では、成蹊大学で「メディア・リテラシー論」を実施しました。男女平等推進センターでは「子育てママのための社会学&アサーション講座」を実施しました。

106番、行政刊行物の表現の見直し。秘書広報課では、市報や季刊誌作成の際において、各課の原稿などの適切性を確認する、必要に応じて修正するというを行っています。男女平等推進センターでは、表現のガイドライン、これはずっと課題になっていますが、昨年度は情報収集を行いました。昨年度の審議会の中では、今後具体的な工程を示して進めてほしいという意見がございました。今年度につきましては、たたき台をこちらの事務局でつくりつつ、男女平等庁内推進会議で検討しながら作成していくことを考えています。

【委員】 105番、メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催ということで、指導課としては、一昨年度から1人1台の学習者用コンピューターというのを全

児童生徒に配付しております。こちらを活用していくに当たって、メディア・リテラシーに関する各校の授業実践ということ、ICT活用推進リーダー等で連絡会がありますので、そちらで情報共有をしているところでございます。

また、SNSの使い方というところで、どうやって使っていったらいいかなとかの学校のルールや家庭ルールというところをつくったりとか、そういったルールをつくるというだけじゃなくて、よりよく使うにはどうしたらいいかということで、本市としては今、デジタル・シティズンシップということについて、子供たちに育んでいこうということで話を進めているところでございます。こちらについて、昨年度から、どういった力がデジタル・シティズンシップで必要かということについて検討し、今年度それを推進していこうというところで話を進めているところです。

【副会長】 ありがとうございます。私に取りあえず気になったところを幾つか言ってしまうのですが、94番の、小学6年生に条例ワークブックを配付したとあるんですが、何か、それを読みながら作業するような冊子なんですか。

【男女平等推進担当課長】 条例の内容を理解していただくような書き込み形式のもので。

【副会長】 そうなんですね。配っていただくまでは必要ないかもしれませんが、次回、冊子の内容を、1冊持ってきていただいて、見せていただければと思います。あと101番の相談に関してなんですけど、例年、相談実数とか相談内容の内訳をお教えいただいているような記憶なんですけど、これは今年もお教えいただけませんか。

【男女平等推進担当課長】 女性総合相談の相談内容別件数ですが、令和3年度は、「生き方について」が10件、「心」が10件、「家庭」が58件、「暴力」が3件、「人間関係」が9件、「仕事」が3件、「暮らし」が4件、「その他」が2件、計99件です。1人の方の相談が複数の内容に該当する場合などがあるので相談の件数は99件ではなく67件です。どの項目が多いかという傾向は、ほぼ毎年、変わりません。

【副会長】 分かりました。今、年間67件ですが、総合相談については枠がいっぱいな状況なんですかね。

【男女平等推進担当課長】 枠数は足りているのですが、希望の日時が先に埋まってしまっていて、第二希望の日をご案内することがあるということです。ですので余裕を持てるように枠を増やしました。

【副会長】 分かりました。ただ、暴力を根絶するとか、いろいろなことがあって、相談の内容とか実数の変遷というところは、それぞれ比べていけたほうがいいと思いますので、次年度以降、また年度ごとに並べたものに、さらに今年度のものをプラスしたものでお見せいただけたらと思います。

【男女平等推進担当課長】 資料としては、あります。

【副会長】 分かりました。

すみません。それで、活動団体が立ち上がったというお話でしたけれども、103番ですね。具体的にはどんな活動団体が立ち上がったというお話ですか。

【男女平等推進担当課長】 アサーションの講座を受けた方々が「もやもやトークサロン」という名前の団体を立ち上げました。子育て中の方がお互いに話をするような会かなと思っています。これから補助金を使って自分たちで講座を企画しようということで準備をしていると聞いています。男女平等推進センターのセンターの職員もサポートをしています。

【副会長】 ありがとうございます。

最後、105番のメディア・リテラシーのことは、具体的にどういう工程で進める計画なのかという、それどおりに進まなくても、作成終了までの見通しのようなものを、一度お示しいただけたらと思います。

【男女平等推進担当課長】 この秋に、たたき台をつくったものを庁内推進会議で検討し、関係課とも調整をしながら修正をし、年度内に完成を目指しています。

【副会長】 年度内にガイドラインが完成形でできるということですか。

【男女平等推進担当課長】 それを目指しています。

【副会長】 そうなんですね。なるほど。できれば、こちらの審議会の時間的な余力にもよるんですけども、完成して出る前のものを、一度内容を見させていただければうれしいんですが。

【男女平等推進担当課長】 そこは、検討させていただきたと思いますが、審議会は執行機関ではないので、個別の事業の執行過程について、一つ一つ関わっていただくというものではないと感じております。執行する役割と、審議評価する役割は分けるべきではないかというのが私の考えです。検討させてください。

【副会長】 ありがとうございます。

【委員】 御検討いただくというお話でしたけれども、例えば、今回、完成形を示

していただいた男女平等推進に関するアンケートに関しては、作成のプロセスに我々
は関わっているわけですね。そのように、このガイドラインに関しても、副委員長
が言われたように、作成のプロセスで意見をお伝えすると。作成されるのは行政の方
たちが最終的になさるとのことだと思いますけれども、私たちの役割として、プロ
セスの中で意見を言うということは、あってしかるべきかなと私としては思います。

【男女平等推進担当課長】 意識調査については、市長から審議会に諮問をし、審
議会として検討いただいているものです。随時、執行中の個別の事業が、審議の対象
となるということは違うのではないかとことです。

【委員】 委員を委嘱された書面の中に、その他男女平等推進に関することという
項目がありませんでしたか。市から委嘱された内容は、もちろん、今おっしゃったよ
うな内容について審議してくださいと言われてはいますが、その他があったので
はないかと思えます。

ここのリテラシーというのかな、ガイドラインに関する部分は、この審議会でも繰り
返し提言されてきて、形になりつつあるところで、ここの審議会が非常に強く、市に
対してメッセージを発信してきた部分だと私としては思います。検討していただく
ことですので、ぜひプロセスに関われるような形で考えていただければと、私と
しては思います。

【副会長】 ありがとうございます。今の審議会の活動範囲についての御指摘を踏
まえて、御検討いただければと思います。全体を確認するかどうかというところはあ
ると思うんですが、男女平等等の視線から出てしまったものが、なかなか問題あるな
となってしまってから直すよりは、出る前に修正できたほうがよりよいかなと思いま
すので、御検討ください。

【委員】 今のところは、多分、審議会の総意ではないかもしれないなと思いまし
て、強い思いと、プロセスに関わりたいという委員と副委員長がいらっしやって、そ
の意見もあると思いますけれども、私は行政出身のせいかもしれませんが、そこは審
議会は関わらなくてもいいかなと思っています。そういう意見があるということだけ
述べさせていただきます。

【副会長】 ありがとうございます。ほかに何かなければ、今日はこれで終わりに
しようかと思いますが、いかがですか。よろしいですか

【男女平等推進担当課長】 会長、一言、何かいただければ。

【会長】 お世話さまでした。ありがとうございます。

【副会長】 本日はありがとうございました。今日はこれで終了いたします。